

総選挙にむけての緊急アピール～すべての政党に訴える

第1. 責任ある政権公約（マニフェスト）とするために

1. 政権獲得をめざすすべての政党は、4年間の任期中に実現をめざそうとする政策パッケージを政権公約（マニフェスト）として示し、「国民との契約」を結ぶべきである。
2. その際、政党の示す政権公約には、①国民による検証や評価が可能であるような具体的な達成目標（数値、達成期限、財源的裏付けなど）、②実行体制や政策実現の手段、工程表をできうるかぎり明確な形で盛り込むべきである。
3. ことに自由民主党は、新総裁に選ばれた小泉首相を中心に早急に作業をおこない、政権公約を策定し、国民に示すべきである。その際、責任ある党内指導体制を確立するためにも、小泉首相の掲げる方針や総裁選公約を党の政権公約の基本とすべきである。
4. また、現在与党の立場にある政党には、内閣の実績を踏まえた政権公約を国民に示す責務がある。自由民主党が政権公約を公表するにあたっては、内閣が進めてきた政策に関する「実績評価」を盛り込み、国民の判断を仰ぐべきである。
5. また、政党が政権公約を国民に示すにあたっては、党の公認候補者にその内容を周知徹底させ、政権公約の実現に「連帯責任」を負うことをすべての公認候補者に誓約させるべきである。所属政党の政権公約に連帯責任を負えない候補者を、政党は公認すべきではない。

第2. 意義ある政権選択選挙を実現するために

1. 政権獲得をめざす政党は「首相候補」と「政権公約」をセットで国民に示し、総選挙を名実ともに「国民による政権選択の場」とすべきである。また、単独で過半数を得るに足る候補者を擁立できない政党は、事前に「政権の枠組み」を国民に示すべきである。
2. 国民による政権選択の機会を実りあるものとするために、政党はあらゆる機会を通じて、政権公約をめぐる公開討論会を開催すべきである。ことに、事実上、政権を競い合う立場にある自由民主党と民主党は、衆議院解散から投票日までの間に、それぞれの首相候補同士による一対一の「マニフェスト討論会」を実現すべきである。
3. 国会は、今臨時国会中に、選挙運動期間中に政権公約（マニフェスト）を記載した冊子の配布を可能にするなど、次の総選挙を政権選択選挙とするために最低限必要となる公職選挙法の改正を、必ず実現すべきである。

平成 15 年 9 月 29 日

新しい日本をつくる国民会議（21世紀臨調）